



新月仮面の愛情相続！

平成 26 年 4 月

新月仮面

小冊子版

平成 26 年 4 月 30 日

新月税理士法人

拝啓 時下益々ご清祥の段、お慶び申し上げます。

この度、新月税理士法人の愛情相続に興味を持っていただいてありがとうございます。

本小冊子は、相続税に関する様々な事柄を簡単にまとめさせていただいたものです。その中には節税の方法や相続に絡む注意点、面白い話題等、いろんなことを書かせていただいている。

私達は単に税金を少なくすることだけを主眼においているわけではありません。もちろん、税金は少なく済むことにこしたことはありませんし、お客様が最終的に望んでいるのは節税であることに異論はありませんが、税金をあまりに考えすぎていろんな人の気持ち(愛情)を忘れてしまうことがあるのではないか、ということを差し出がましいことはわかりつつも、考えています。または、お金に縛られ、備蓄することに奔走して、実際の生活はお金に振り回され空虚なものになってしまうことの寂しさを感じることのないようにちょっとだけおせっかいをする、税理士なのです。

私達のお客様は一生のお客様です。私達もそのつもりでお付き合いさせていただいている。私達は税金だけでなく、様々な角度からお客様に最適な提案をしたいと常日頃から考えているのです。

上から目線で提言したいわけではありません。できるだけ大きなお世話にならないよう、幾つかのご提案を可能な限り節税を織り交ぜてお出ししたいと思っています。

それは、太陽(お客様)に寄り添う月のようなものです。お客様が輝いて月は輝きます。まずは真っ暗な新月からスタートですが、お客様とともに満月にしていきます。

そんな想いを新月仮面は代弁してお客様にお話しすることでしょう。

短い小冊子ですが、そんな考えを少しでもわかつていただけたらと思います。どうぞ、お暇なときにお目を通してくださいたらとても嬉しく思います。

これからも、新月税理士法人はじめ新月仮面を何卒宜しくお願い致します。

敬具

新月仮面



目次

1	配偶者控除は遺産をだれに分けるかを決めてはじめてできる!.....	1
2	おとうさんが全ての財産を誰かにあげてしまったらどうする?	2
3	おとうさんの最期を見取ったんだから多目にもらえるよね!	4
4	おとうさんが亡くなるときに自分が亡くなるときを考えて相続を受けましょう!	5
5	おじいさんが借金を残してなくなつたけど、わたしが相続人?	6
6	おとうさんの財産の中におじいちゃんの財産が!	7
7	両親といつしょに住んでないけど保険金の控除はあるの?	8
8	保険は愛情、良く知りましょう!	9
9	奥さん、旦那さんの控除は1億6千万円、すべて使える?	10
10	お葬式の費用は財産から引けるの? お車代は? 香典返しは?	11
11	金の墓石や仏像は相続財産から控除できるの?	12
12	相続放棄をしたいんだけど大丈夫なのかな?	13
13	養子は節税になるの? ほんとの?	14
14	おじいさんとおとうさんの両方が急に亡くなつたら、どうする?	15
15	障害を持つ子供がいるんだけど、何か控除はないの?	16
16	教育資金贈与は1,500万円、お得なの?	17

1. 配偶者控除は遺産をだれに分けるかを決めてはじめてできる

受取り額に不満を持つ人がいて、だれに何を分けるかなかなか決まらないということがあります。そんな争いをして遺産の分割が決まらなかつたらどうなるのか。

そうすると、相続税で一番大きな特典である配偶者の税額の控除を受けることができなくなるんです。配偶者の受け取る資産、税額が確定しないと、特典を受けようにも受けることができないからなんです。

相続税の計算において、配偶者の税額控除が受けることができなくなると大変です。

配偶者の税額軽減額の算式は以下です。

配偶者の税額軽減額	=	相続税の総額	×	次の①または②のいずれか大きい方の金額 課税価格の合計額
① 課税価格の合計額	×	配偶者の法定相続分		
② 1億6千万円				

ふむ。

上記の算式だけではピンとこないかもしれませんね。要は、受け取る財産の価額が1億6千万円までは配偶者は税金がかからないということです。この控除がなければ、1億6千万円の財産を相続する場合50%の税率が適用されますから、最悪、約半分の8千万円の税金がかかってしまうんです。分割ができず各人の受取る資産が確定しないと、思った以上に税金が高くなることがあるんです。

ですので、争いはやめてください。お金は大事です。いや、気持ちも大切です。お金持ちさん、後々の争いのないように、誰に渡すかしっかり決めておくことが本当の愛情ではないでしょうか。



2. おとうさんが全ての財産をだれかにあげてしまったらどうする？

さまざまな相続のお話しをお聞きしていると、たまに、びっくりするようなお話しを聞くことがあります。そのひとつに、おとうさんがすべての財産を別の人へ渡す遺言をつくっていたんだけどどうしましょうか、というお話しです。

そのような家族に伏せていた遺言は亡くなつたあとに見つかるのが普通ですから、そのあと始末は大変です。当然、家族はびっくり。たとえば、お子さんと同居していた場合、残された家族は、家を出でていかなくてはならなくなりますし、少しのじわるなことを考えると家財一切、お墓まで取られてしまうかもしれません。

ふむ。

でも、法律上は「遺留分」という制度があるんです。

遺留分とは、法律がきめた相続する人（相続人）の最低限の取り分のことです。つまり、おとうさんが遺言で、だれかに全ての財産をあげたとしても、最低限の取り分はあるのです。

その遺留分は、遺産の分け方が決まらない場合の法律が決めている取り分の「法定相続分」の半分となっています。

つまり、なにがあつても、法律上は、たとえば法定相続が半分ならその半分である四分の一の財産は、お子さんに引き継がれるのです。

ですが、そのような遺言を残してしまうと、裁判所を含めたややこしい手続きを経ることになり、残された家族にかなりの負担をかけます。

特定の人がどういう理由で財産を受け取るかは別として、お子さんにここまでして財産を渡したくないなら、生前に一定の意図を持って国や公共団体に寄付して社会貢献したらいいかと思います。

それより、やはり、お子さんにお渡ししないという経緯をしっかり話し合う家族会議をすることをお勧めします。簡単ではありませんが、ぶつけ合うことができるだけでも、なにか光が見えるかもしれません。戦闘モードで弁護士、裁判所に行く前に、ちょっとお話しできれば、私達のような税理士でもクッショնになるものです。

とにかく、むちゃくちやな財産分与は永代に禍根を残しますので、避けましょうね。

※相続人の範囲

死亡した人の配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の人は、次の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

第1順位

死亡した人の子供

その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系卑属（子供や孫など）が相続人となります。

ます。子供も孫もいるときは、死亡した人により近い世代である子供の方を優先します。

第2順位

死亡した人の直系尊属(父母や祖父母など)

父母も祖父母もいるときは、死亡した人により近い世代である父母の方を優先します。

第2順位の人は、第1順位の人がいないとき相続人になります。

第3順位

死亡した人の兄弟姉妹

その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その人の子供が相続人となります。第3順位の人は、第1順位の人も第2順位の人もいないとき相続人になります。

法定相続分

イ 配偶者と子供が相続人である場合 配偶者 $1/2$ 子供(2人以上のときは全員で) $1/2$

ロ 配偶者と直系尊属が相続人である場合 配偶者 $2/3$ 直系尊属(2人以上のときは全員で) $1/3$

ハ 配偶者と兄弟姉妹が相続人である場合 配偶者 $3/4$ 兄弟姉妹(2人以上のときは全員で) $1/4$



3. おとうさんの最期を見取ったんだから、多目にもらえるよね！

人ひとりがお亡くなりになるときは、それは一大事です。介護のような重労働も家族が負担することになるでしょう。それは大変なことなのですが、こと税務上ではその、負担をどこまで考慮してくれるのでしょうか。

被相続人の財産の増加・維持に貢献した相続人には法定相続分に上乗せして財産がもらえます。この上乗せ分の財産を「寄与分」といいます。

亡くなったおとうさんの介護などの寄与があった人は、法律どおりの分割よりもっと欲しいというのは人情ですよね。

ふむ、ふむ。

でも、ここでいう寄与分は、よほどのことがないかぎり、認められないんです。

つまり、おとうさんの借金を返したり事業を継いで財産を増加させたりなど、直接的な財産への貢献がないものについては、

- ・無償で
- ・相当長期間継続して
- ・本来自分が従事したであろう仕事と同様なくらい（片手間でない）

のような条件を総合して検討されるのですが、それぐらいの貢献がないと、なかなか認められないのです。お父さんの入院時に数日看病したくらいではみとめられないんです。奥様や子供が旦那様や親の面倒をみるのは当然ですので、その当然なことと捉えられ、そのような上乗せ部分はなく、特別な寄与はなかったと考えられます。

ふむ。

でも、親族の中で、一番、ご苦労された方はわかりますよね。法律や税務のことはどうであろうが、皆さん納得できる相続をするには、親族の皆さまが正直に愛情をもった結論をされる方がいいかと思います。わたしは亡くなった方の心を支えた方にも寄与分をあげてあげたいと思います。



4. おとうさんが亡くなるときに自分が亡くなるときを考えて相続をうけましょう！

旦那さまがお亡くなりになったとき、奥さまには配偶者控除が1億6千万円ありますと、お話ししました。また、誰にでも控除できる基礎控除の5千万円（平成27年以降3千万円）と合わせると約2億円の財産があっても奥さまには相続税はかかりません。

当然、財産が2億円くらいあるなら、基礎控除と配偶者控除をめいっぱいいつかって、税金をゼロにしたらいいんだ、と思われますよね。

実は、そうしない方がいいこともあるんです。

つまり、自分の子供に財産を相続するときのことを考えてください。奥さまが2億円の財産をそのまま、お子さんに残すと、全ての財産に40%の税率がかかります。基礎控除を引いたとしても、約4千万円の相続税がかかります（その他の控除は考慮していません）。それを旦那さまがお亡くなりになったときに5千万でもお子さんに渡しておけば、税金が1千万円も安くなるのです。

つまり、5千万円なら20%の税率が適用され、約1千万円の税金の支払いになりますが、奥さまが全部相続したのち、お子さんが奥さまからまた相続するとき、財産が2億と多いため、その倍の税率40%が適用され、先述の5千万円さえ40%となり約2千万円の税金となります。その結果、差額約1千万円の税金増となってしまうのです。

わかりにくい。

ふむ。

つまり、財産が多いほど税率が高いので、分けて納付したら率が下がり、税金も下がりますよ、ということです。

不謹慎かもしれません、旦那さまがお亡くなりになったときに、ご自身の相続も、お子さんことを思って、先にお渡しになられたらいいのです。ご家族のあたたかい愛情で、税金的にも優しくなる方法だと思います。

